

# ヨーロッパにおける 言語と契約解釈

— 準拠法と異なる言語による契約の解釈をめぐって

2014年11月28日(金)

16:20~17:50

関西大学千里山キャンパス

児島惟謙館1階第1会議室

聴講自由  
申込不要

法と言語の間には密接な関わりがある。例えば、それぞれの法秩序は特有の法概念を有しており、それはそれぞれの言語によって表される。ところが、国際取引では、こうした法と言語との対応がしばしば失われる。とくにヨーロッパ諸国間での取引では契約書を作成する際に英語が用いられることが多いが、契約で選択される準拠法は英米法であるとは限らず、ドイツ法やフランス法が選択されることも多い。このような、準拠法と異なる言語による契約においては、法と言語との乖離ゆえに、その解釈をめぐって様々な困難な問題が生じる。本報告では、この両者の関係を念頭に置きつつ、契約解釈についての比較法的分析を踏まえた上で、準拠法と異なる言語による契約の解釈をめぐらる問題を検討する。

講演

ガブリエーレ・コツィオール (Gabriele KOZIOL)

京都大学大学院法学研究科准教授

※講演は日本語で行われます。

コメント

吉永一行 京都産業大学法学部教授

司会

寺川 永 欧州私法研究班主幹、法学部教授

この伝統を、超える米米を。

130  
KANSAI  
UNIVERSITY

問い合わせ先

関西大学研究所事務グループ

〒564-8680吹田市山手町3-3-35

TEL:06-6368-0329 FAX:06-6339-7721

E-mail : hogakuken@ml.kandai.jp